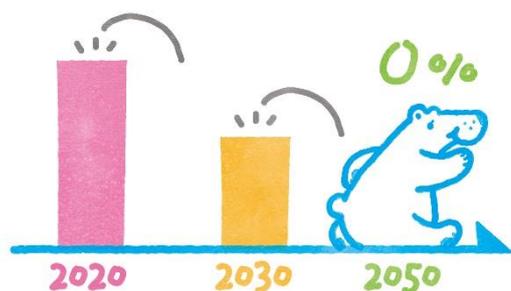


事前申請が必要です！

令和7年度

多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金のご案内 (太陽光発電システム・蓄電システム自家消費型、 ソーラーカーポート)

「多摩市重点対策加速化事業計画」が、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」に都内で初めて選定されました。国の支援を活用し、市域全体での再生可能エネルギー導入の最大化に向けた取組を進めていきます。



二酸化炭素排出
実質ゼロへ！



【補助対象】

- 太陽光発電システム及び蓄電システム(同時設置に限る)
- ソーラーカーポート

※その他の要件等詳細は、P. 4以降をご覧ください。

※国補助金やFIT, FIP制度を利用されている方は、従来の「多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金」をご利用ください。

【申請受付期間】

令和7年4月14日(月曜日) ~ 令和8年1月30日(金曜日)

※先着順のため、予算に達し次第、受付を終了します。

【問合せ・申請先】

多摩市役所 環境部 環境政策課 (東庁舎1階)

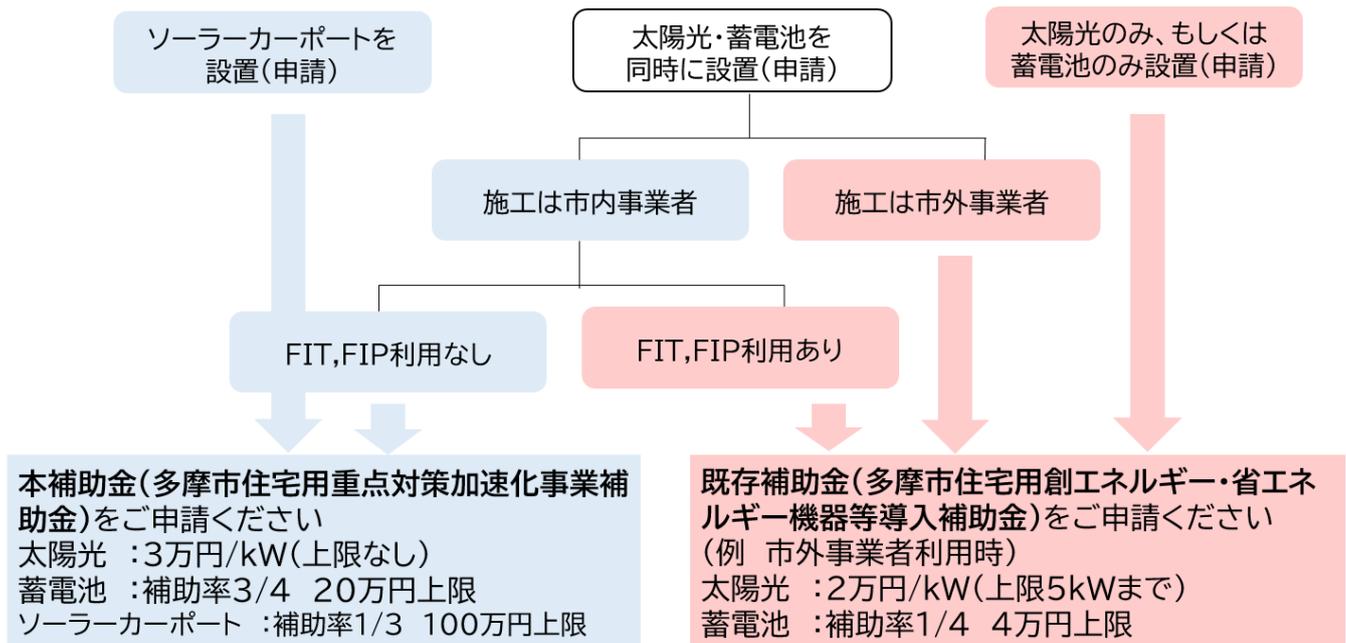
〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1

電話 042-338-6831(直通)・FAX 042-338-6857

受付時間:午前9時~12時、午後1時~5時

出張所では申請を受付けておりません。郵送、もしくは環境政策課の窓口までお越しください。

【多摩市住宅用補助金の区別】



多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金 URL (本補助金)

<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/kankyo/ondanka/hojo/1015831.html>

多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金 URL

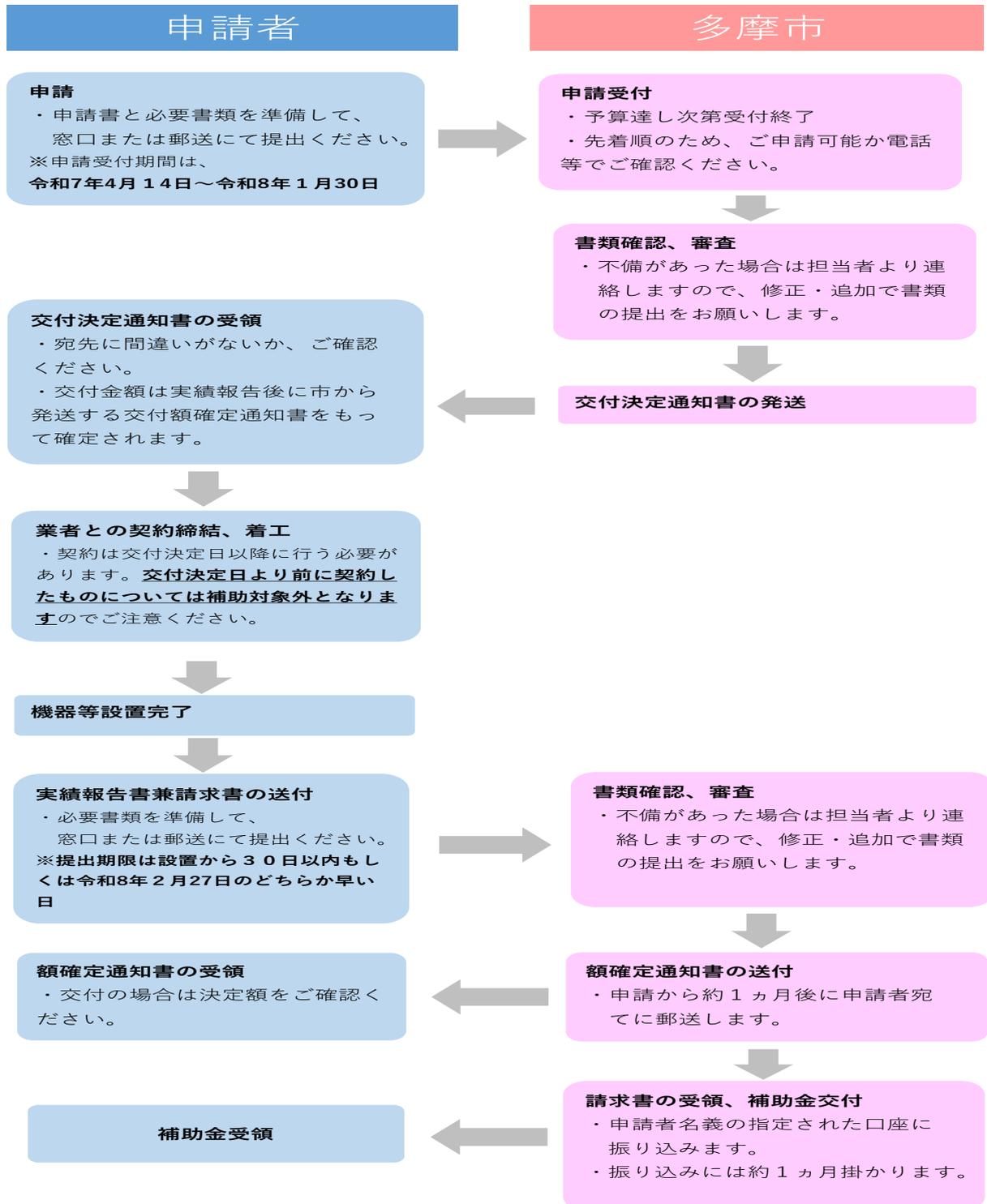
<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/kankyo/ondanka/hojo/1014430.html>



多摩市の住宅用の太陽光発電システム及び蓄電システム用の補助金は2種類ございます。どちらに該当するかは上記の図を参考にしてください。不明点がありましたら、環境政策課までお気軽にお問合せください。

申請の流れ

※多摩市住宅用創エネルギー省エネルギー機器等導入補助金と異なり、工事前の申請が必要になります。



1 対象となる方(申請者の要件)

- ① 申請日において多摩市内に住所を有し、居住する個人(住民基本台帳に記載されている方)
- ② 新たに購入した未使用の補助対象機器等を自らが居住する住宅(申請日において住所を有する住宅であって、住宅を共有する場合又は自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器等を設置することについて当該住宅の他の共有者又は所有者の同意を得ている方に限る)に設置し、使用を開始する個人。
- ③ 申請日までに到達する直近の納期限を除く市税を滞納していないこと。
- ④ 市や国から他の補助金の交付を受けていないこと。(ただし、蓄電システムのみは市以外の補助金の交付を受けられます。)
- ⑤ 過去あるいは同時に本補助金(多摩市住宅用重点対策加速化事業)の同種の補助対象機器等の交付を受けていないこと。
- ⑥ 国が定める地域脱炭素移行・再エネ交付金の交付対象事業となる事業の交付要件を満たしていること。

2 申請受付期間

令和7年4月14日(月)から令和8年1月30日(金)まで(郵送の場合は1月30日**必着**)

受付時間 平日の午前9時～12時、午後1時から午後5時まで

先着順となります。申請受付期間内であっても受付を終了していることがありますので、事前に環境政策課までお問合せください。

※多摩市役所東庁舎 1 階の環境政策課窓口もしくは郵送でご提出ください

※提出書類に不足・不備がある場合は受付できませんので、余裕をもってご申請ください。

※交付決定後に工事に着手する必要がある場合がございます。(令和7年4月1日から4月13日に契約した工事を除く。)また、工事後に実績報告及び請求をしていただく必要がある場合がございます。実績報告及び請求の期限については、p8をご確認ください。

3 予算額について

	予算額
自家消費型太陽光発電システム	8,256,000 円
ソーラーカーポート	5,000,000 円

※予算に達し次第、受付を終了します

4 他補助金との併用について

【国と東京都の補助金との併用について】

原則、国の補助金と多摩市(多摩市創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金)との併用は、できません。ただし、蓄電システムについては、国の ZEH 補助金や東京都などと併用することは可能です。また、東京都の補助金制度との併用は可能です。どの補助金制度が活用できるか不明な場合は、環境政策課までお問合せください。

	太陽光発電システム	蓄電システム	ソーラーカーポート
国	×	○	×
東京都	○	○	○
多摩市 (住宅用創エネルギー・省エネルギー 機器等導入補助金)	×	×	×

【併用する際の注意点】

国や東京都と合わせて補助金をご申請する場合は、国と東京都の補助金額を差し引いた額で計算を行ってください。

6 補助上限金額及び補助対象となる機器等

【補助対象経費】

・補助対象機器等の本体購入費用及び工事に要する費用(消費税等を除く)

【補助上限額】

機器等名	補助率	補助上限額
太陽光発電システム	—	3万円/kW (上限なし)
蓄電システム	3/4	20万円
ソーラーカーポート	1/3	100万円

※太陽光発電システムについて、補助対象経費の額を超えない範囲での補助となります。使用するkWは、太陽電池の公称最大出力の合計もしくはパワーコンディショナーの定格出力の合計のいずれか小さい値のものとなります。**小数点以下切り捨て**で計算してください。

※交付申請金額は 1,000 円未満切り捨てとなります。

- 国や東京都の補助金の交付を受ける場合は、申請書に記載をすると共に、補助対象経費の額から当該補助金の額を差し引いた額で交付額の計算をしてください。自家消費型太陽光発電システムについては計算の結果、太陽光発電システムもしくは蓄電システムいずれかの補助対象経費が0円になる場合は、本補助金には申請をすることができません。
- 機器等設置費用には、工事費一式、諸経費等の内容が明確でないもの、交通費等の直接必要のない 経費は含まれません。また、値引きを受けている場合は、値引き後の金額から補助対象経費を計算してください。
- 消費税は補助対象経費には含まれません。

◆住宅用太陽光発電システム

次に掲げる要件を全て満たすこと

- (1) 商用化され、導入実績があるもの
- (2) 固定価格買取制度(FIT)の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。
- (3) 太陽光発電システムで発電した電力の自家消費率が 30%以上であること。
- (4) 国の負担又は補助を受けて設置するものでないこと。
- (5) 国が定める地域脱炭素移行・再エネ交付金の交付対象事業に係る事業の要件及び太陽光発電設備(自家消費型)の交付要件を満たすものであること。
- (6) 太陽光発電システムの発電電力量等の計測機能を備えること。
- (7) システムから供給される電力が、住宅の居住の用に供する部分で使用されるもの
- (8) 太陽電池の最大出力合計が1kW以上であること。
- (9) 市内に事業所を有する事業者等(以下「市内事業者」という。)を利用して補助対象機器等を購入し、又は市内事業者が補助対象機器等の施工を行ったものであること。
- (10) 蓄電システムと併せて設置するものであること。
- (11) 建築基準法などの各種法令を遵守すること。

【注意事項】

- 電力会社への申請費用は**対象外経費**となります。補助対象経費から差し引いてください。
- **ポータブル式の太陽光発電システムは補助対象外**となります。
また、リース品についても補助対象外となります。

※太陽光パネルには有害物質(鉛、セレン等)を使用しているものがあります。撤去する場合は、住宅メーカーや施工店、太陽光パネルメーカーなど専門業者にご確認の上、**適正な処分**をお願いします。

◆蓄電システム

国が実施する戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH) 化支援事業において、当該事業の補助対象となる製品として一般社団法人環境 共創イニシアチブに登録されている蓄電システム又はこれに準じた性能を持つと市長が認めるものであって、この補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。

【注意事項】

- 蓄電システムは住宅用太陽光発電システムが設置してあり、住宅用太陽光発電システムと蓄電システムが連系し、原則として住宅用太陽光発電システムからの電気を蓄えて使用する場合に限り、申請することができます。**ポータブル式のものは補助対象外**となります。

環境省による ZEH 補助金対象機器…<https://zehweb.jp/registration/battery/> (一社)環境共創イニシアチブ

◆ソーラーカーポート

次に掲げる要件を満たすこと

- (1)商用化され、導入実績があるもの
- (2)固定価格買取制度(FIT)の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと
- (3)自家消費率が30%以上であること
- (4)国の負担又は補助を受けて設置するものでないこと。
- (5)国が定める地域脱炭素移行・再エネ交付金の交付対象事業に係る事業の要件及び太陽光発電設備(自家消費型)の交付要件を満たすものであること。
- (6)太陽光発電システムの発電電力量等の計測機能を備えること。
- (7)建築基準法などの各種法令を遵守すること。

【注意事項】

- 電力会社への申請費用は**対象外経費**となります。補助対象経費から差し引いてください。
- **ポータブル式の太陽光発電システムは補助対象外**となります。
また、リース品についても補助対象外となります。
- 場合によっては、**建築確認**を行わなければいけない場合がございます。ソーラーカーポートを設置前に必ず、施工業者に確認をしてください。各法令に違反して設置をしている場合、補助金の交付を行うことができませんのでご注意ください。
- 提出書類は、全て揃えてから申請してください。**提出書類に不足・不備がある場合は受付できません。**

7 申請に係る提出書類

【交付申請に必要な書類】(契約・工事前にご提出していただく書類)

<p>① 交付申請書(第1号様式)</p> <ul style="list-style-type: none">・別紙の記入例を参考に、ご記入ください。・消せるボールペンでの記入はできません。・訂正する場合は、修正ペンや二重線・押印を用いることができません。書き直してご提出ください。
<p>② 見積書の写し</p> <ul style="list-style-type: none">・見積もりの合計金額が契約書と同じ金額が同じであり、補助対象経費(購入費用及び必要な工事に要する費用)金額が分かるもの。・申請者あての見積書であること。
<p>③ 本人確認書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none">・申請者の氏名および現住所を確認できる有効期限内のもの。・具体的な書類の例は、「よくある質問」に掲載しています。
<p>④ 補助対象機器等の要件を満たすものであることが分かる書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none">・太陽電池の公称最大出力及びパワコンの最大出力が確認できるパンフレット等の該当ページの写し
<p>⑤ 設置前の状態を示す写真</p> <ul style="list-style-type: none">・物などで隠れないように撮影してください。・実績報告時に設置後の写真をご提出いただきますので、設置前後と同じ角度で撮影してください。
<p>⑥ 住宅の所有権が確認できる書類の写し(①～③のいずれか1点)</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅を共有する場合又は自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器等を設置することについての当該住宅の他の共有者又は所有者の同意書を添付してください。<ul style="list-style-type: none">(1)登記事項証明書(建物)・・・法務局(多摩法務局証明サービスセンター等)で取得可能(有料)(2)令和7年度 家屋評価証明書・・・市役所課税課で取得可能(有料)(3)令和7年度 固定資産課税資産明細書・・・市から所有者へ郵送されるもの、再発行の手続きは課税課へ※(1)(2)は令和7年1月1日以降に発行されたもの※当該住宅に共有者がいる場合は、(1)もしくは(2)を提出のこと。※令和7年1月1日時点で当該建物を所有していなかった場合は(1)を提出のこと。※登記情報提供サービスの写しは不可。
<p>⑦ 自家消費率計算書</p> <ul style="list-style-type: none">・自家消費率計算書で太陽光発電システムで発電した電力を30%以上自家消費しているか確認をします。
<p>⑧ 太陽光発電システムに係る電力の発電量及び消費量の根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none">・発電シミュレーション資料などを提出してください。
<p>⑨ パネルの枚数と設置が確認できる設置予定図</p>
<p>⑩ 該当者のみ必要 その他市長が必要と認める書類</p> <ul style="list-style-type: none">・その他、審査に必要な書類を求めることがあります。その場合は個別にご相談させていただきます。
<p>⑪ 該当者のみ必要 二世帯、多世帯住宅でそれぞれの世帯が申請する場合は、世帯ごとに独立した生活を営んでいることが確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none">・二世帯住宅で、一世帯のみ申請をする場合は不要です。・詳しくは環境政策課まで事前にご相談ください。
<p>⑫ 太陽光発電システム及び蓄電システムを設置した方のみ必要 市内事業者を利用したことが確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none">・見積書など、その他提出書類の中に多摩市内の事業者の住所が記載されている場合は不要。・下請けで市内事業者が施工した等、書類上に多摩市内の住所の記載がない場合は任意様式等を提出のこと
<p>⑬ 該当者のみ必要 ソーラーカーポート設置に係る建築確認申請書</p> <ul style="list-style-type: none">・ソーラーカーポートを設置するにあたって、必要がある場合にご提出をお願いします(参考)車2台以上おけるカーポートに設置する場合は、届け出が必要になる可能性が高いので必ず事前にご確認してください。※各法令に違反する場合は補助金の交付を行うことができません。

8 実績報告兼請求時の提出書類

提出書類は、全て揃えてから申請してください。提出書類に不足・不備がある場合は受付できません。別紙チェック表で揃っていることを確認してからのご申請をお願いします。

【実績報告兼請求時に必要な書類】

① 実績報告書兼請求書(第11号様式) ・別紙の記入例を参考に、ご記入ください。 ・消せるボールペンでの記入はできません。 ・修正する場合は、修正ペンや二重線・押印を用いることができません。書き直してご提出してください。
② 領収書の写し ・補助対象機器の設置費用負担をしたことが分かるもの。
③ 契約書の写し ・申請者の指名、住所、工事場所、押印、契約日等を確認できること(工事請書の写しでも可)
④ 設置日を確認できる書類の写し ・保証書、施工完了書、引き渡し証明書の写しなど
⑤ 補助対象機器の設置後の状態を表す写真
⑥ 出力対比表 ・太陽電池モジュール(パネル)の型式、公称最大出力を確認します。
⑦ 該当者のみ必要 その他市長が必要と認める書類 ・その他、審査に必要な書類を求められることがあります。その場合は個別にご相談させていただきます。
⑧ 太陽光発電システム及び蓄電システムのみ必要 蓄電システムの設置場所を確認できる設置図 ・図面がない場合はフリーハンドでも可
⑨ 該当者のみ必要 建築確認済証あるいは、建築検査済証の写し ・設置したソーラーカーポートが建築基準法に適合しているものか確認します。交付申請時に建築確認申請書を提出した方は、必ずご提出ください。

9 実績報告期限

工事完了後に「7 実績報告兼請求時に必要な書類」を添えて提出していただく必要がございます。報告期間は①補助事業に係る機器若しくは設備の設置又は稼働の開始後30日以内②令和8年2月27日(金)いずれか早い方になります。期限を過ぎてしまうと補助金を交付することができませんので、ご注意ください。

※交付決定金額を上回った補助金交付を行うことができません。

10 注意事項

・ソーラーカーポートは、建築物あるいは、特殊建築物に該当することがあります。反対にソーラーカーポートを設置する規模によっては建築確認申請が不要な場合がございます。ソーラーカーポートを設置する前には、**確実に**施工業者へのご確認をお願いします。**各法令に違反する場合は補助金の交付をすることができません。**

・自家消費率の確認のために設置年度終了後に年間の①発電量②消費電力量を自家消費率報告書(第7号様式)で報告していただきます。この報告ができない場合は、補助金を返還していただきます。忘れずにデータの記録をお願いいたします。また、5年間はデータの記録及び保管を必ずお願いいたします。

11 よくある質問

補助金制度全般に係ること		
No,	質問	回答
1	郵送で提出したが、届いているか不安です。届いているか問合せできますか。	お電話で問合せいただいた場合、本人確認が出来ないため、届いているか否かお答えすることが出来ません。郵送の場合は、到着まで追跡可能な方法(レターパック、特定記録、書留等)をおすすめします。
2	中古品を譲ってもらい自宅に設置しました。補助対象になりますか？	なりません。新たに購入した未使用の機器等に対して補助をおこないます。
3	国や都の補助金も申請していますが、市の補助金も申請できますか？	太陽光発電システムについては、国の補助金は原則利用できません(蓄電システムについては子育てエコホーム事業、DR補助金等の併用が可能です)。都の補助金の併用は太陽光、蓄電システム共に併用可能です。国、都の補助金を併用される場合は、補助対象経費から受給予定の補助額を差し引いていただく必要があります。詳しくは環境政策課までお問い合わせください。
4	太陽光発電システムのリースをしています。申請できますか？	できません。新品未使用品の購入、設置が補助対象となります。
5	申請時点で全ての書類を揃えることができません。どうしたらいいでしょうか。	必要書類が全て揃っていなければ受付いたしかねます。全ての書類を揃えて、令和8年1月30日までに申請してください。
6	申請者の要件に「税の滞納をしていないこと」とありますが、非課税の場合は申請できませんか？	申請できます。ただし、令和6年度以前の滞納があった場合、補助金の交付をすることができません。
7	申請書提出前に、太陽光発電システムを設置しました。これから申請しても対象となりますか？	申請は機器の設置、支払が完了し使用を開始したタイミングとなります。また、令和7年4月1日以降に工事契約・着手されたものが補助対象となりますので、契約書等で日付を確認のうえ申請ください。なお、補助対象設備には交付要件がございますので、必ず市HP等でご確認ください。
8	自家消費型太陽光発電システムの市内事業者扱いは契約と施工どちらともしないと市内事業者扱いにならないのか。	契約もしくは施工どちらかでも市内事業者扱いになります。その場合、「市内事業者利用証明書」を合わせて添付してください。
補助金申請書類に係ること		
No,	質問	回答
1	内訳がわかる書類とはなんですか？	補助対象経費の確認のために、工事や機器代一式というような記載のものではなく、明細がわかる内訳書を出していただく必要があります。請求書や見積書の合計金額が領収書の金額と一致している場合、内訳書として提出いただけます。また、任意の様式を市で用意していますので、ご利用ください。
2	住宅リフォームと補助対象機器等の設置をあわせて行ったため、領収書の金額はリフォーム全体額となっており、補助対象機器等の設置にかかる費用が記載されていませんが申請できますか？	申請には補助対象経費がわかる書類が必要となりますので、設置事業者等に内訳書(補助対象機器等の設置に係る費用とそれ以外の金額がわかるもの)を作成してもらうようにしてく

	すか？	<p>ださい。なお、領収書に記載されている金額と内訳書の合計金額の整合性が取れていない場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。</p> <p>※内訳書の作成については、ホームページに掲載している内訳書記載例をご覧ください。</p>
3	設置日が確認できる書類とはなんですか？	<p>保証書の写しのほか、工事完了引渡証明書等（工事施工者の印があるもの）などで設置日の確認をします。</p>
4	本人確認書類の写しとはどんなものがありますか？	<p>下記のとおり、書類によって1点もしくは2点で確認いたします。</p> <p>【1点書類】 下記該当のもの1点で本人確認書類として利用できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（個人番号カード）…個人番号（裏面）は不要です ・運転免許証 ・住民基本台帳カード（写真入り） ・運転経歴証明書…平成24年4月1日以降の発行のものに限る ・パスポート（旅券）…所持人記入欄のあるものに限る。郵送の場合は顔写真が入っているページと所持人記入欄のページのコピーを送付ください。 ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 <p style="text-align: right;">など</p> <p>【2点書類】 下記該当のもの2点を合わせることで本人確認書類として利用できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳カード（写真なし） ・健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・国民年金手帳 ・納税通知書 ・市・都民税 決定通知書 ・源泉徴収票 ・公的年金証書 <p style="text-align: right;">など</p>